

生命軽視の狭隘な精神

ヒー口ーを夢見てている?



新型コロナウイルス検査についての日本、韓国の大差に、過去の経験を生かせなかつた政治的取り組みの違いにあると思っていた。

しかし、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、特措法）の改正が政治課題になる中で、ある程度の準備があつたこと、そして安倍晋三政権はそれを活用することに迷っていた。

会で、首相が「対象となる感染症の種類が異なる」と答弁するまで、この特措法を政府から持ち出することはなかつた。そして、3月に入つて特措法改正によって新型肺炎を対象に含めた上で、同法で規定する緊急事態を宣言して対策を講じないと与野党協議を申し入れた。

法改正は実現するだろうが、改正しなくとも、特措法は、新しい感染症で「全国的かつ急速な蔓延のおそれのあるもの」が同法の対象となると定めていい。この要件に新型肺炎が当てはまらないと反対する者は少ないと、政府にその意思があり、早期に積極的対策

用することに逡巡していたことが明らかになつた。

2月28日の衆院財務金融委員

会で、首相が「対象となる感染

症の種類が異なる」と答弁する見当たらない。

特措法は民主党政権下の立法である。自らがこき下ろしてきた政権の立法措置に基づいて対応しては、手柄をとられるとでも考えたのだろうか。だとすれば、国民の命を軽視した狭隘な精神が、今回の悲惨な事態を引き起こしたことになる。

しかし、問題はそれだけではない。特措法に基づく2013年6月策定の「政府行動計画」では、発生前から感染の各段階に備えた行動指針が定められており、これを活用すれば対応策は迅速に実施できた可能性もある。しかも、この計画では、国

な法解釈を押し通そうとする政権である。その政権が、解釈による対象拡張に躊躇する理由は見当たらない。

特措法は民主党政権下の立法である。自らがこき下ろしてきた政権の立法措置に基づいて対応しては、手柄をとられるとでも考えたのだろうか。だとすれば、国民の命を軽視した狭隘な精神が、今回の悲惨な事態を引き起こしたことになる。

しかし、問題はそれだけでは

ない。特措法に基づく2013年6月策定の「政府行動計画」では、発生前から感染の各段階に備えた行動指針が定められており、これを活用すれば対応策は迅速に実施できた可能性もある。しかも、この計画では、国

が「地方衛生研究所を設置する」とある。しかし、この計画では、国



参院予算委で共産党の小池書記局長（右手前から2人目）の質問に答弁する安倍首相＝3月3日